大規模小売店舗の変更について (公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月20日

新潟県知事 花角 英世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ひらせいホームセンター岩上店

所在地 柏崎市岩上字刈又283 外

設置者 株式会社ひらせいホームセンター 他3者

- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 荷さばき施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

イ 廃棄物等保管施設の位置

(変更前) 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 届出書に添付された図面のとおり

- (2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - 株式会社ひらせいホームセンター

(変更前)午前9時30分から午後8時00分

(変更後)午前9時00分から午後8時00分

・株式会社オーシャンシステム

(変更前) 未定

(変更後)午前6時30分から午後8時30分

・未定

(変更前) 未定

(変更後)午前6時30分から午後8時30分

イ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 位置 届出書に添付された図面のとおり

(変更後) 位置 届出書に添付された図面のとおり

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)午前9時00分から午後8時00分

(変更後)午前6時00分から午後9時00分

- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

令和2年4月29日(ただし、軽微な変更として認められた場合はその日以降)

(2) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

令和元年8月29日

4 変更の理由

店舗の建て替えを行うため

5 届出年月日

令和元年8月28日

6 縦覧場所

新潟県産業労働部商業·地場産業振興課

(なお、柏崎市産業振興部商業観光課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和元年9月20日から令和2年1月20日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業·地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

 $Е \nearrow - / \nu$ ngt050020@pref.niigata.lg.jp